

香芝市既存木造住宅耐震改修工事補助事業に関する注意事項

香芝市既存木造住宅耐震改修工事補助事業は、昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅の耐震改修工事を行う所有者に対し、その費用の一部を補助するものです。

当該事業の申請をするにあたっては、下記事項にご留意ください。

【耐震改修工事補助金の交付申請について】

◆必要書類

次に掲げる書類を工事契約の締結前に提出してください。

- ・既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（第1号様式）
- ・耐震改修工事見積書及び内訳書
- ・位置図及び写真（外観写真2枚以上）
- ・現状配置図及び平面図
- ・建築時期が確認できる書類
- ・所有者が確認できる書類
- ・市税に滞納がない証明
- ・国民健康保険料に滞納がない証明（国民健康保険加入者に限る）
- ・耐震診断結果の写し
- ・耐震補強設計図書
- ・耐震改修工事工程表
- ・建築士による設計内容確認書（第2号様式）
- ・工事監理者選任報告書（第3号様式）
- ・同意書（所有者が共有の場合）

◆耐震改修工事費の補助は、交付申請された方のうち香芝市が事業実施の対象として交付決定した方を対象としています。必ず交付決定後に耐震改修工事に係る契約を締結し、その後工事着手してください。

※補助金交付申請を行う前に、業者と耐震改修工事契約を締結された場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

◆この補助制度を利用する場合の施工業者の制限はありませんが、適正に工事が行われていることの確認を設計事務所に依頼してください。

【耐震改修工事着工～完了】

◆工事を着手した際、直ちに既存木造住宅耐震改修工事着手届（第6号様式）を提出してください。

◆交付申請の内容を変更しようとするときは、市担当課と変更協議を行い、補助金の額に変更が生じる場合は、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付変更申請書（第7号様式）を提出してください。また、工事内容のみに変更が生じる場合は、既存木造住宅耐震改修工事変更届（第9号様式）を提出してください。

- ◆工事完了時に隠ぺいとなる部分の補強がわかる工事写真がなく、確認できない場合は補助金の交付決定を取り消しますのでご注意ください。

【完了の報告】

- ◆工事完了後、次の書類を提出してください。
 - ・既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（第11号様式）
 - ・工事の写真（施工前、施工中、施工後）
 - ・工事契約書の写し
 - ・工事精算書（最終の工事代金内訳書）
 - ・工事に要した経費に係る領収書
 - ・既存木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書（第14号様式）

＜問合せ先＞

香芝市都市計画課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

TEL:0745-44-3315 FAX:0745-78-3830

メールアドレス:tokei@city.kashiba.lg.jp